

(仮称) 綾部総合工場設置事業について

事業者	舞鶴喜楽鋳業株式会社（代表取締役 小宮山 雅弘）
事業実施区域	綾部市十倉志茂町千原14-2 ほか
事業の内容	<p>産業廃棄物焼却施設</p> <p>（ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設であって焼却により処理するものの設置の事業（処理能力が1時間当たり4トン以上であるものに限る。） ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処理能力 144 t / 日（24時間稼働, 6 t / 時間） ・ 処理対象物 汚泥、廃油、廃プラスチック類、廃酸、廃アルカリ、ばいじん、木くず、特管廃酸、特管廃アルカリ ・ 煙突高 GL + 50m
経緯	<p>H20. 1. 22 方法書提出</p> <p>2. 1 方法書公告、縦覧（～2. 29）、住民意見募集（～3. 14）</p> <p>7. 30 方法書に対する知事意見</p> <hr/> <p>H23. 12. 26 準備書提出</p> <p>2. 10 準備書公告、縦覧（～3. 9）、住民意見募集（～3. 23）</p> <p>10. 18 準備書に対する知事意見</p> <hr/> <p>H25. 2. 28 評価書提出</p> <p>3. 15 評価書公告、縦覧（～4. 15）</p> <hr/> <p>H30. 4. 3 事業内容等変更届提出</p> <p style="padding-left: 2em;">* 同日、産業廃棄物処理施設設置許可申請（廃棄物処理法）</p> <p>5. 28 条例第33条第1項の規定に基づく協議願</p>